

番 号
設置者の氏名（又は名称）

事 業 停 止 命 令

貴殿（貴社、貴団体等）に対し、貴殿の設置する認可外保育施設について、児童福祉法第59条第5項に基づき下記のとおり事業の停止を命ずる。

この命令に違反した場合は、児童福祉法第61条の4の規定により、6月以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処することとされている。

年 月 日

中野区長

記

- 1 施 設 名
- 2 施 設 所 在 地
- 3 事業停止期間
- 4 理 由

[教示]

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に東京都知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、中野区を被告として（訴訟において中野区を代表する者は中野区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する採決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。